

# オーストリアにおける 知的財産権利行使マニュアル

---

[特許庁委託]

[著者・編集者]

SONN & PARTNER Patentanwälte

Johannes Strobl

Rainer Beetz

Daniel Alge

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年12月発行

# オーストリアにおける知的財産権利行使マニュアル

## 目次

I.	オーストリアにおける知的財産権のエンフォースメント - 概要	5
1.	特許	5
1.1	特許無効手続	5
1.2	侵害確認申請手続	5
1.3	侵害訴訟手続	6
2.	実用新案	6
3.	商標	6
4.	意匠	7
II.	知的財産権の侵害	7
1.	特許権侵害訴訟	8
1.1	定義	8
1.2	侵害行為	8
1.3	ボーラー免除	9
1.4	方法特許の保護範囲の拡大	9
1.5	権利保護の範囲 - クレーム解釈	10
1.6	寄与侵害	11
1.7	間接侵害 - その他の知的財産権	13
1.8	特許により付与される保護範囲	13
1.9	クレーム解釈 - 判例	14
1.10	均等発明	15
1.11	発明の目的	17
1.12	改良	17
1.13	保護対象物と変形物が異なる場合 - 均等性の否定	18
1.14	数量的・数値的な差異	18

1.15	非自明の変形物	18
1.16	出願審査の経緯	19
2.	商標権侵害	21
3.	意匠権の侵害	23
3.1	意匠に基づき付与される権利	23
3.2	説明書	24
3.3	意匠権侵害の判定基準	25
3.4	全体的印象の判断	25
3.5	意匠権の行使に対する制限	26
III.	権利侵害に関する申立先機関	28
1.	総論	28
2.	特許庁の無効部	28
2.1	無効部での権利付与後手続	28
2.2	無効部の構成	30
2.3	商標・意匠事項における無効部の役割	30
3.	侵害事件を扱う裁判所	31
3.1	裁判制度の構造	31
3.2	判決裁判所の構成	32
4.	ウィーン刑事裁判所	32
4.1	特許権侵害罪	32
4.2	商標及び意匠の侵害罪	33
IV.	侵害訴訟手続	33
1.	警告状	33
2.	訴訟提起	34
3.	訴状に対する答弁及び第一回口頭弁論	35
4.	訴訟における行為	35
5.	判決	37
6.	控訴	37

7.	最高裁判所による再審査	38
V.	侵害の証拠	38
VI.	抗弁	39
1.	権利無効の抗弁	39
1.1	無効の基準-特許権	39
1.2	無効の基準-実用新案	41
1.3	無効の基準-商標	41
1.4	無効の基準-意匠権	41
1.5	特許・実用新案訴訟における無効抗弁	43
2.	侵害不存在の抗弁	44
3.	先使用权	44
4.	特許訴訟におけるその他の抗弁	45
VII.	救済手段	46
1.	差止仮処分	46
2.	侵害品の廃棄	48
3.	判決の公告	49
4.	金銭的な救済手段	50
5.	計算書の作成	51
6.	出所及び流通経路に関する情報提供	51
7.	弁護士費用の回収	52
VIII.	費用	52
IX.	訴訟代理	53
X.	他の同盟国でも効力を有する差止命令 (cross border injunction)	53
XI.	知的財産侵害に対する税関措置	54
XII.	特許権侵害訴訟での当事者の行為のモデルケース	56
	略語集	59

# オーストリア

以下の章では、オーストリアで保護の対象となる知的財産権のエンフォースメントについて、概要を説明する。

## 1. オーストリアにおける知的財産権のエンフォースメント - 概要

### 1. 特許

特許権は、新規で進歩性を有し、産業上の利用に適した技術的発明に対して付与される。オーストリア特許法は、実体的な特許要件に関しては、欧州特許条約（EPC）に基づく欧州特許法令の枠組みと大部分がハーモナイズされている。ただしオーストリアのIP訴訟制度は、一定の分野ではハーモナイズの取り組みが順調に進んでいるにせよ、依然としてかなり特殊である。ハーモナイゼーションの例は、知的財産権のエンフォースメントに関するEU指令 2004/48/ECなどである。

多くの国・地域とは異なり、オーストリアの特許訴訟は二元的制度をとっている。すなわち、特許の有効性と権利侵害の争点は、相互関係があるにもかかわらず、別個の機関によって独立した手続で審査される。

#### 1.1 特許無効手続

オーストリア特許の有効性は、オーストリア特許庁に無効手続を請求することにより争うことが可能である。後ほど詳しく説明するが、無効手続はオーストリア特許庁無効部における行政手続によって取り扱われる。特許無効手続は二審級で終了する。無効部の決定は上位審級の機関による審理の対象となる。この機関は、現在のところ特許商標最高審判所（*Oberster Patent- und Markensenat*）であるが、大幅な制度改革に向けた準備作業が開始されている。

#### 1.2 侵害確認申請手続

オーストリア特許法では、一定の製品・プロセスがある特許の権利範囲に該当するか（「存在確認宣言」）、それとも該当しないか（「侵害不存在確認宣言」）について、特許庁による判定を申請する制度も設けられている。この旨の申請は、侵害訴訟の提起前に行う必要がある。同一当事者間で、同一の特許主題についてすでに侵害訴訟が係属中であれば、この申請は却下されるためである。一方、侵害確認の申請が侵害訴訟よりも先行する場合には、裁判所はその裁量により訴訟手続を中断することができる。オーストリア特許庁の決定、あるいは第二審級の特許商標最高審判所の決定は、侵害訴訟の第一審判決前に下されたものであれば、裁判所を拘束する性質を有する。

### 1.3 侵害訴訟手続

侵害訴訟を扱うのは原則として民事裁判所である。まれなケースでは、地方刑事裁判所にて刑事訴訟が提起されることもある。オーストリアでは、ウィーン商事裁判所（Handelsgericht Wien）が特許権侵害の民事訴訟に関する第一審の専属管轄裁判所となる。敗訴当事者は第一審判決に対して控訴することができる。控訴手続はウィーン控訴裁判所（Oberlandesgericht Wien）が取り扱う。控訴が提起されれば、第一審判決の執行は停止される。例外的なケースであるが、さらに最高裁判所による再審理が認められる場合もある。

## 2. 実用新案

オーストリアでの実用新案保護の取得要件は、新規性、進歩性及び産業上利用性などである。最近の最高裁判例では、実用新案に求められる進歩性の基準は、特許法で形成された基準と同様であるとされている。実用新案の無効手続またはエンフォースメント手続は、争いのある特許の場合と概ね対応している。

## 3. 商標

商標とは、その権利保有者の商品・サービスと他の事業者の商品・サービスの識別機能を有する標識であると定義される。商標は特許庁で登録される。特許庁の無効部に対して、商標取消手続を申し立てることが可能である。上位審級としての役割を果たすのは特許商

標最高審判所 (*Oberster Patent- und Markensenat*) である。

他のあらゆる種類の知的財産権とは異なり、オーストリア商標の侵害訴訟の審理については、ウィーン商事裁判所は専属管轄権を有しない。被告の住所地、あるいは被告がオーストリアに住所を有しない場合には侵害行為の実行地を管轄する商事裁判所が、商標侵害の民事事件を審理する権限を有する。管轄の地方控訴裁判所に対しては控訴をすることができる。また、例外的なケースであるが、さらに最高裁判所による再審理が認められる場合もある。

もともと、共同体商標 (CTM) に基づく侵害訴訟については、ウィーン商事裁判所が専属管轄裁判所として指定されている。

#### 4. 意匠

EU 指令 98/71/EC の第 1 条とハーモナイズされている、オーストリア意匠保護法(「意匠法」) の第 1 条によれば、意匠とは、製品の全体または一部の外観であって、特に、製品自体に係わる線、輪郭、色彩、形状、表面構造及び／または素材の特徴及び／またはその装飾の特徴から生じるものを意味する。意匠は特許庁で登録される。特許庁の無効部に対して、意匠無効手続を申し立てることが可能である。無効部の決定に対しては特許商標最高審判所に不服申立をすることができる。

意匠権侵害訴訟はウィーン商事裁判所及びウィーン地方刑事裁判所がそれぞれ専属的に管轄する。上訴審は特許に関する手続に準ずる。

## II. 知的財産権の侵害

以下に、オーストリアにおける侵害訴訟手続の概略を述べることにする。主に特許権侵害訴訟を取り上げるが、商標・意匠の侵害訴訟の要点も併せて説明する。

## 1. 特許権侵害訴訟

### 1.1 定義

オーストリア特許法第 22 条では、侵害行為を以下のように定義している。

(1) 特許はその特許権者に、他人がその発明の対象を業として生産し、流通させ、販売の申し出をし若しくは実施すること、または前記の目的で輸入し若しくは保有することを排除する権利を与える。特許権の効力は、研究、試験及び医薬品の市販のための許可、承認または登録に必要な付随的实施には及ばない。

(2) 特許権が方法に関して付与されている場合、その効力は当該方法によって直接得られた製品にも及ぶものとする。(…)

### 1.2 侵害行為

第 22 条の規定は、TRIPS 協定に従って 1994 年に改正された。議会の公式見解（1996 年）では以下のように記されている。

TRIPS 協定第 28 条により、特許権の効力は拡大され、発明により得られた製品の輸入または保持行為も特許権者の独占排他権が及ぶ範囲内となった（但し、その輸入または保持行為が、発明の対象物の業としての生産、流通、販売の申し出または実施に資する場合に限られる。）さらに、本規定の文言は意匠法及び実用新案法の各規定に対応して改正された。すなわち、新たな文言により、特許権の独占排他権としての性質がさらに明確となった。

特許法第 22 条では、侵害にあたる行為を業としての実施に限定している。議会の公式見解（1897 年）では、業としての実施を以下のように解釈しており、営利的活動に限定されるわけではない。

「業としての実施」とは、統一的なプランに従って、一定期間継続して反復的に実施される経済的活動としての行為を意味する。専ら個人的なニーズを満たす目的の行為は除外されるが、必ずしも営利目的である必要はない。何人も、個人的、家庭用、科学的または例示的な目的であれば自由に発明を利用することができる。

特許法第 22 条によれば、侵害にあたる行為としては、以下のような行為が挙げられる。

- i. 「発明の対象を生産する」：発明の対象を生産することは侵害行為に該当する。
- ii. 「流通させる」：上記の公式見解では、保護対象物を流通させるという侵害行為は、物品の販売に限らず、あらゆる種類の商業的な頒布活動を指すものと解釈している。
- iii. 「販売の申し出」：議会の公式見解では、発明の対象をいつでも提供可能な状態にしたうえで、販売の申し出をすることだとされている（在庫、注文生産商品など）。
- iv. 「実施」：発明の実施には、機械、ツール等またはプロセスの直接的な実施に限らず、発明の間接的な実施も含めたあらゆる態様の実施が含まれるとされている。
- v. 「輸入または保持」：上記を目的とする輸入または保持行為。

### 1.3 ボーラー免除

特許法第 22 条第 1 項第 2 文は、指令 2004/27/EC 第 10 条第 6 項に定める、いわゆる「ボーラー免除 (Bolar exemption)」を国内法制化したものである。特許法（及び実用新案法の各関連規定）の改正は、2005 年 11 月に施行された。Bolar 規定では、特許法（または実用新案法）に基づいて付与される権利は、研究・試験、また、医薬品の市販のための許可、承認若しくは登録に必要な付随的实施には及ばないと定められている。

このように、Bolar 規定の考え方は、販売許可の取得に必要な臨床実験や関連試験を効力範囲外とすることで、ジェネリック医薬品の開発を促進することにある。

### 1.4 方法特許の保護範囲の拡大

特許法第 22 条第 2 項によれば、方法に対して付与された特許の保護範囲は、その方法によって「直接的に得られた」製品にも及ぶとされている。この規定は、欧州特許条約第 64 条第 2 項に沿ったものである。しかし、方法特許の拡大された効力範囲は、かなり狭く解釈する必要がある。

*方法発明の特許が、その方法により得られた他の製品にも保護範囲が拡大されるのは、代替的手段の利用によって取引活動に不当な障害が生じる場合に限られる（議会の公式見解）*

いずれにしても、特許法第 22 条第 2 項の規定は、複数国にまたがる侵害活動に対する措置をとる際には有効な手段となる。すなわち、最終製品を作るためのプロセスが、特許を取得していない国で実施され、その最終製品が特許権の地理的範囲内に輸入された場合などである。議会の公式見解では、特許法第 22 条第 2 項の背景となる考え方を次のように説明している。

*方法発明の場合には、その最終的な成果物は製品であるから、その方法に従って外国で生産された製品をオーストリア市場で流通させ、あるいは外国からオーストリア市場での需要に応じることを認めるのなら、方法発明の保護は全く効果がなくなってしまう。*

### 1.5 権利保護の範囲 - クレーム解釈

特許法第 22a 条の文言は、保護範囲はクレームと発明の詳細な開示を基礎として解釈すべき旨を定める、欧州特許条約第 69 条第 1 項の規定をそのまま再現したものである。

*欧州特許又は欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するた*

めに用いられる。この解釈にあたっては、「欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書」の有効な各バージョンが準用される。

## 1.6 寄与侵害

特許法第 22 条第 3 項から第 5 項の改正が 2005 年 7 月 1 日に施行された。この改正規定により、特許権者は間接侵害に対しても自己の独占排他権を行使できるようになった。

特許法第 22 条第 3 項から第 5 項の規定は以下の通りである。

(3) 特許は、さらに、第三者が、発明の実施権を有する者以外の他人に対して、特許権者に無断で当該発明の実施を目的として発明の重要不可欠な要素に関する手段の提供を申し出ることあるいはこれを提供することを禁止する効力も有する。但し、このような手段が発明の実施のための利用に適しているかそれが意図されていることを当該第三者が知っているか、状況から明らかである場合に限る。

(4) 第 3 項の規定は、かかる手段が一般に市販されている製品である場合には、適用しない。但し、当該第三者が故意に供給相手方による第 1 項により禁止されている方法での提供を助長した場合にはこの限りではない。

(5) 第 1 項に定める行為を業として実施していない者は、第 3 項に基づいて発明を実施する権利を有する者とはみなされない。

このように、IP 権利者は、第三者が「発明の実施権を有する者以外の他人に対して、特許権者に無断で当該発明の実施を目的として発明の重要不可欠な要素に関する手段の提供を申し出ることあるいはこれを提供すること」を禁止する権利も有する。但し、このような手段が発明の実施のための利用に適しているかそれが意図されていることを、当該第三者が知っているか状況から明らかである場合に限る。

議会の公式見解によれば、構成要件の「重要不可欠性」は厳密に解釈し、発明にとっての

重要性が低い構成要件のみが排除されるようにすべきだとされている。クレームの最初の部分に記載された構成要件であって、二つの構成要件からなるクレームの一つである場合には、発明の「重要不可欠な要素」とであると認められる。この「重要不可欠な要素」が一般に市販されている手段である場合には、第三者が間接侵害に対する責任を負うのは、侵害行為の供給相手方による提供を故意に助長した場合に限られる(特許法第 22 条第 4 項)。

オーストリアでは、特許権の直接侵害は間接侵害の成立要件ではない。もっとも、間接侵害のケースでは、発明の重要不可欠な要素に関連する手段が、発明の実施権を有する者以外の他人に対して提供またはその申し出がされたことが必要となる。厳密な意味での個人的使用であれば特許権の直接侵害に該当しないが、発明を業として実施していない者は、いずれにしても発明を実施する権利がある者とはみなされない(特許法第 22 条第 5 項)。

間接侵害が成立するためには、直接侵害の場合とは異なり、主観的要素も充たす必要がある。この点に関しては、提供またはその申し出のされた手段が発明の実施に適していることを、間接侵害者が知っていただけでは足りない。手段の適切性に加えて、さらに、提供相手方がその手段を特許発明の実施目的で利用する意図を有していることを、知っている必要がある。また、間接侵害者の悪意のかわりに、手段の適切性と提供相手方による利用意図が状況から明らかである旨を立証してもよい。

直接侵害にはさまざまな侵害行為が含まれるが(上記参照)、これとは異なり、特許権の間接侵害があったといえるのは、第三者に対して、権利侵害に該当する要素が提供されまたはその申し出がなされた場合に限られる。すなわち、発明自体にとって重要不可欠な要素を製造する行為は、必ずしも間接侵害行為に該当するとは限らない。さらに、提供またはその申し出が行われた場所が、特許法の属地的効力範囲内(すなわちオーストリア国内)であることが条件となる。このため、例えば特許の属地的効力範囲内で製造された重要不可欠な要素が輸出された場合には、間接侵害の請求は原則として認容されない。もっとも、オーストリア裁判所は Funkuhr II (ラジオ時計) 事件判決(BGH GRUR 2007/313)に従っていると考えられる。この判決では、ドイツ最高裁判所は、供給相手方が侵害品(その実施に不可欠な手段を含む)を本国に逆輸入する意図があることを知りながら、発明の重要不可欠な要素を外国に供給する行為は、間接侵害に該当すると判示した。

権利侵害行為によらなければ、特許法の「重要不可欠な要素」を実施する方法がない場合には、裁判所は無制限の差止仮処分を命ずることが求められる。これとは逆に、提供また

はその申し出がされた手段が、侵害に該当しない態様でも利用可能な場合、差止仮処分の対象は侵害に該当する行為に制限すべきである。この場合において、提供またはその申し出を行った者は、侵害行為を中止するための具体的な措置をとらなければならない（パッケージ等に警告表示を付すなど）。提供またはその申し出を行った者がとるべき措置は、個別の事案における侵害行為の継続のおそれによって異なる。さらに、個別の事案における具体的な重要不可欠要素の適切性によっても異なってくる。

### 1.7 間接侵害 - その他の知的財産権

間接侵害に関する具体的な規定は、オーストリア実用新案法にも定められている（第 4a 条）。商標法、意匠法、著作権法には、間接侵害に相当する規定はない。ただし、民法第 1301 条に定める総則規定では、侵害者の共同行為者、教唆者及び幫助者は、直接侵害を故意に助長し、あるいは第三者による故意の違反を知らながらそれを受認していた場合には、侵害者とともに責任を負う。すなわち、教唆者・幫助者に対して法的措置をとるためには、条件付故意と、侵害行為の存在が要件となる（OGH 18. 5. 1993 4 Ob 42/93, ÖBl 1994/33; OGH 19. 9. 1994 4 Ob 97/94, MR 1995/60）。

### 1.8 特許により付与される保護範囲

特許により付与される保護範囲は、特許法第 22a 条で以下のように定義されている。

*§ 22a (1) 特許及び公告された出願(第 101 条(2))によって与えられる保護の範囲は、クレームの表現によって決定するものとする。明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用するものとする。この解釈にあたっては、改正後欧州特許条約 BGBl. No. 350/1979 の「第 69 条の解釈に関する議定書」が準用される。*

オーストリアは EPC 加盟国であるため、クレームの解釈にあたっては「欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書」が適用される。これはオーストリア特許法第 22a 条で明確に準用されている。従って、クレーム解釈にあたっては、明細書及び図面は補助的手段として利用しなければならない。

クレーム解釈に関しては、「欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書」では以下の通り定められている。

*第 1 条 第 69 条は、欧州特許により与えられる保護の範囲はクレーム中に用いられた文言の厳密かつ文理的な意味により定義されるとおりのものとして理解されるべきであり、明細書及び図面はクレーム中の曖昧さを解決する目的のためだけに利用されるべきである、という意味に解釈すべきではない。また、第 69 条は、クレームは指針としての役割のみを果たすものであるという意味、及び実際に与えられる保護が、当業者による明細書及び図面の解釈によれば特許権者が意図していた範囲であると判断される範囲に拡大され得るという意味に解釈されるべきでもない。逆に、第 69 条は、特許権者の公正な保護と第三者にとっての合理的な程度の法的安定性の両方を図るための、これらの両極端の中間的な意味を定義づけるものとして解釈されるべきである。*

明細書及び図面も、十分な開示要件を充たすものでなければならない。この点に関しては、オーストリア特許法第 87a 条第 1 項にて次のように定められている。

*特許出願においては、それに係わる発明を、その分野の当業者が実施することができる程度に明確かつ完全に開示しなければならない。*

この規定は EPC 第 83 条に対応する規定である。しかし、オーストリア特許法ではベストモード要件はなく、また、当業者にとってすでに公知である軽微な事項を開示する義務もない。

### 1.9 クレーム解釈 - 判例

オーストリアでは、クレーム解釈に関しては、判例で次の原則が確立されている。

- クレームの文言は常に最優先の指針であることから、クレームと明細書の記載が相違する場合には、裁判所はクレームの文言に従って解決しなければならない。(OGH October 10, 1931, PBI 1932, p. 42; OGH April 3, 1984, ÖBI 1985, p. 38; OPM November 27, 1985, PBI 1986, p. 157).
- 特許クレームは、当業者に向けられたものである。(BA B 24/98, 20.2.2001, PBI 2002, 68)
- クレームを、技術的合理性を有する解決手段という面から目的論的に解釈したものは、厳密な文理解釈に優先する。このため、クレームの論理的解釈は文理解釈よりも重視される。明細書において別段の開示がない限り、クレームの構成要件は通常の意味に従って解釈しなければならない。(BA B 1/90, 28.1.1992, PBI 1993, 9)
- このため、クレーム構成要件の解釈にあたっては百科事典を用いることができる。(BA B 46/86, 19.5.1987, PBI 1988, 147)
- もっとも、明細書に解釈が記載されている場合には、クレーム構成要件の通常の意味に優先する。(OPM Op 1/04, 12.5.2004, PBI 2004, 136)
- クレーム構成要件の文理的意味が概ね明瞭であるが、明細書に記載された構成要件の意味とは異なっている場合には、通常の意味よりも、明細書においてその構成要件に付された意味が優先する。明細書の内容に反するクレーム解釈は、その方法を問わず誤りである。また、クレームの構成要件が不明瞭であれば、明細書における意味をもとに解釈しなければならない。(BA B 13/96, 22.5.1997, PBI 1998, 171)
- さらに、不明瞭なクレーム構成要件を解釈する際には、明細書で開示されたその構成要件の目的を考慮しなければならない。(OPM Op 3/92, 25.11.1992, PBI 1993, 212)
- 従って、クレームを解釈する際には、発明の目的を考慮しなければならない。(OPM Op 3/92, 25.11.1992, PBI 1993, 212)

### 1.10 均等発明

被疑侵害物に、クレームのすべての構成要件が文理上は含まれていない場合であっても、均等論を適用することにより、権利侵害の成立が可能な場合がある。オーストリアでは、長い間にわたって均等論が利用されてきた。また、「欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書」の第 2 条では、以下のように定められている。

## 第2条 - 均等発明

欧州特許により与えられる保護の範囲を決定する目的上は、クレームに記載された要素と均等なあらゆる要素を十分に考慮しなければならない。

均等論に関しては、オーストリアでは判例が確立されている。判例上、均等発明は以下のように定義されている。

*「優先日時点における当業者であって特許明細書に記載された技術の専門家としての通常の知識・理解を有する者が、発明的努力を一切行うことなく、特許クレームと同一の機能を有する解決手段としてこれに替わる要素を想到することができた場合には、均等論によれば特許発明の実施があったといえる。その解決手段は、特許クレームに記載された構成要件の技術的特徴（発明が解決しようとする課題）に相応するものであって、特許権の対象となっている解決手段と原則として同一の原理を用いるものでなければならない。しかし、同一の効果を発揮する手段であっても、特許発明に係る解決手段を著しく変更したもの、あるいは特許発明の基本原則とは別の原理を用いたものを利用しても、これは均等発明とはみなされない。」*

(OGH February 14, 2008, 4 Ob 243/07z; OGH October 21, 2003, 4 Ob 178/03k, ÖBl 2004, p. 83; OPM September 27, 2000, PBl 2001, p. 100)

確立された判例に関しては、最高裁判所はドイツ裁判所で形成された「三段階テスト」を採用している。

つまり、以下の条件を充たす場合には、変形物は均等発明とみなされる。

- (i) 変形物が、別の手段を採用して発明の課題を解決するものであるが、客観的に同一の機能を発揮すること（機能同一性）

(ii) 当業者によって、その解決手段に係る課題解決に関する自己の専門知識をもとに、その変形物が同一機能を発揮すると判断されること（自明性）

(iii) クレームによって保護される技術的解決手段の意味に関する当業者の理解が一致しており、変形物とクレームに係る技術的解決手段とが均一であると当業者によって判断されること（均一性）

(OGH 17 Ob 6/08v, 20. 5. 2008, ÖBl-LS 2008, 170).

公表判例では、複数の段階からなる化学反応プロセスの場合、段階分けされたプロセスの数は決定的な判断要素とはならず、変形物がプロセス全体として同一機能を有し、自明で、当業者によって均一と認められるかどうかを判断しなければならないと判示されている。均等性は、最終的には法適用の問題である。しかし、基準日における当業者の知識は事実認定上の問題である。

### 1.11 発明の目的

オーストリアでは、解決すべき目的が違う改変物は均等発明には該当しないという判例が確立されている (OPM Op 2/01, 12. 2. 2003, PBl 2004, 26; OPM Op 4/99, 27. 9. 2000, PBl 2001, 100)。上記の三段階テストについてみれば、発明の目的は第一と第三のテストにかかわってくる。第一のテストに関しては、解決すべき目的の違う変形物は、機能が異なる可能性が高く、従って均等とはみなされない。さらに、クレームの対象発明との比較における変形物の均一性に関する第三のテストに関しては、解決すべき目的が違っていれば、変形物は当業者によって特許発明と均一とはみなされない。

しかし、オーストリアでは、クレームされた発明の目的と完全には一致しないが、保護対象の技術的内容を不完全な程度に利用している実施例も均等とみなす、という判例が確立されている。(OPM Op 3/85, 10. 7. 1995, PBl 1986, 33; OLG Wien 1 R 121/07g, 29. 8. 2007)。

### 1.12 改良

均等発明の検討は、クレームに記載された技術的設計の均等発明を実施すれば、侵害被疑製品がクレームに係る発明の実施例よりも質が向上しあるいは質が低下するかという問題点とは関係なく行われる。(OLG Vienna February 12, 1927, PBI 1927, p. 87; OLG Vienna September 22, 1930, PBI 1930, p. 223; OGH April 3, 1984, ÖBI 1985, p. 38; OPM November 27, 1985, PBI 1986, p. 157; OPM July 10, 1985, PBI 1986, p. 33).

#### *1.13 保護対象物と変形物が異なる場合 -均等性の否定*

機能が同一である手段の利用は、その手段が特許発明を著しく変更したものであり、あるいは特許発明の基本原則と異なる原理に基づくものである場合には、均等であるとはみなされない。(NA September 7, 1997, PBI 2001, p. 122).

#### *1.14 数量的・数値的な差異*

かなり古い判例ではあるが、数値の限定が、特許出願人による任意のクレーム限定とみなされたケースがある。このケースでは、均等論は適用されなかった。(PGH Z. 24, 21. 5. 1921, PBI 1922, 74; PGH P. Z. 34/29, 25. 6. 1929, PBI 1929, 177)しかし、判例の発展をみると、一般的な均等論は数値限定にも適用されつつある。上記の三段階テストを適用するためには、数値の限定によって達成される具体的な機能を判断しなければならない。この機能を前提に、上記の三段階テスト、すなわち、変形物が同一であるか、自明であるか、さらに、当業者からみて同一の解決手段が得られると考えられるかどうかのテストを適用する。

#### *1.15 非自明の変形物*

さらに、変更を加えた非自明の発明実施物（発明的努力の成果）は均等発明とはみなされない、という判例も確立されている。(OGH 4 Ob 1128/94, 22. 11. 1994; OPM Op 1/84,

27. 6. 1984, PBI 1985, 130) このため、すでに先行して特許されている保護対象の変形物に特許が付与された場合、この変形物は先行特許の保護範囲外となるはずである。しかし、変形物が均等発明であるといえるためには、進歩性はその変形物との具体的な関連におけるものでなければならない、という点が重要である。係争対象の変形物が、別の構成要件との関連での進歩性を基礎とするものである場合には、均等論の適用は妨げられない。例えば、特許発明に進歩性ある構成要件を付加した場合、係争対象の変形物には進歩性が認められるが、均等論によりなお侵害に該当すると判断されることがある。

### 1. 16 出願審査の経緯

出願審査の経過は特許の権利範囲に影響を及ぼすことが多い。たとえば、特許権者が、クレーム構成要件を特定の方法で解釈することによって、特許保護される主題の進歩性を主張することがある。このため、クレーム範囲の解釈方法として包袋禁反言の法則 (file wrapper estoppel) を適用できるかどうか、争いのある特許では決定的な要素となる。

しかし、現在の法的実情のもとでは、包袋禁反言の法則などの形で出願審査手続を考慮することは、オーストリアでの特許付与後手続では必ずしも通例となっているわけではない。

比較的最近の判例 (170b35/09k, 9 February 2010) では、民事裁判の最終審であるオーストリア最高裁判所が次のように述べている。すなわち、EPC 第 69 条では、特許の効力範囲はクレームによって決定されるがクレーム解釈にあたっては明細書及び図面を考慮に入れるべきとされているところ、出願審査の経過を判断すれば効力範囲が異なってくるかどうかは、問題とならないと判示された。このため、この民事訴訟 (侵害訴訟) の判決に鑑みれば、出願審査の経過を考慮することはできない。

考慮の対象となる出願審査経過については、最高裁判決は、出願手続中の補正や主張は考慮すべきでないと判示した。(この事件で、最高裁判所による判決の対象となったのは、出願手続中に医薬品製造方法のクレームをスイス型に縮減した特許権者が、「販売した製品は医薬品ではなく栄養サプリメントだ」と主張する被告に対する特許権行使が制約されるか、という争点であった。被告は、出願人が出願手続中にクレームを医薬品とする明確

な縮減を行った以上、栄養サプリメントに関するクレームは放棄したものとみなされる、と主張した。最高裁判所はこのような反論は有効とは認めなかった。)

もっとも、裁判所が、特許権者によるクレーム構成要件の定義・説明を考慮に入れることは必要であろう。この点に関しては、裁判所は、出願の経過には、EPC 第 69 条に定めるクレーム解釈の基準となる当業者の理解が反映されているとの見解に立つこともできる。オーストリアでは、過去に、クレーム構成要件の意味が完全には明瞭ではないケースで、出願審査の経過を考慮した判例が出ている。すなわち、出願経過で示された文言がすべて、他の部分の解釈に絶対的な影響を及ぼすとは限らないが、特許権者が縮減的方向でクレーム構成要件を明瞭化したのであれば、その後も審査手続中に行った縮減的な解釈に拘束される、と判示された(40b325/68, 17 December 1968)。また、出願審査の経過は、クレームと明細書の記載に矛盾がある場合の解決にも用いることが可能である。

以上に述べた事項は、以下のような古い判例に沿ったものである。

- クレーム文言が、出願その他の権利付与前手続（例えば異議申立手続など）の進行中にすでに解釈されており、明細書・図面の記載をもとにしたクレーム解釈では十分でない場合がある。特許庁での出願審査記録を考慮対象としてよいのは、このような場合に限られる(PGH June 25, 1929, PBI 1929, p. 177)
- このことは重要である。すなわち、出願人には、権利化手続においては不明瞭な文言を狭く解釈する主張をし、その後その不明瞭な文言をもとに効力範囲を拡張するような利益を与えることは許されないためである。(PGH February 21, 1931, PBI 1931, p. 70; PGH November 7, 1962, PBI 1963, p. 55.)
- 当然のことながら、出願人または特許庁によるこのような権利化前の釈明は、特許権の範囲の縮減を伴うものである。出願審査手続において行われた、権利範囲の拡張を目的とする釈明によってクレーム文言が拡張されたのであれば、この文言を基準として権利範囲が確定される。出願審査手続において権利範囲の拡大を目的とする意図があっても、クレーム文言の拡張に至らなかった場合には、この意図は権利設定後の特許解釈にあたっては考慮に入れるべきではない。(PGH February 21, 1931, PBI 1931, p. 74; PGH June 25, 1929, PBI 1929, p. 177)

一方、オーストリア特許法第 163 条第 5 項では、特許権の効力範囲を解釈するにあたっては出願審査の経過を考慮しなければならないと明記されている。しかし、第 163 条は無効

部に対して申し立てる確認申請手続に関する規定であり、民事訴訟に関する規定ではない。民事裁判所は、特許官庁の決定に拘束される。このため、確認申請手続の最終決定が下されたのが民事訴訟の確定判決の前である場合には、最近の判例に従えば裁判所での民事訴訟と無効部での確認申請手続との間にクレーム解釈の相違が生じる可能性がある。しかし、裁判所の確定判決がない場合には、侵害確認申請手続において特許商標最高審判所が下した最終的判断が法的拘束力を有することは、争いがない。

## 2. 商標権侵害

オーストリア商標保護法（「商標法」）の第 10 条第 1 項では、商標権者が侵害者に対して下記のような権利を有することが規定されている。

*§ 10(1) 先の権利が維持されることを条件として、登録商標は、その所有者に対して、第三者が当該所有者の同意を得ることなく次に掲げるものを業として使用すること（第 10a 条）を防止する排他的権利を付与する。*

- 1. その商標と同一の標識を、商標の登録に係わる商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用すること*
- 2. 同一又は類似の商品又はサービスに使用されている商標と同一又は類似の標識を使用すること。ただし、この規定は、公衆にとって、当該標識がその商標と観念的に結合される可能性を含む混同の可能性が存在することを条件とする。*

この規定は「商標に関する加盟国の法令を近接させるための指令 89/104/EEC」に定める EU 商標法とハーモナイズされたものである。この規定は TRIPS 協定に準拠している。また、本稿では取り上げないが、EU 共同体商標法による保護範囲も、国内商標と同一である。

商標法第 10 条第 2 項では、著名な標章に関する保護拡張について規定している。この保護は、商品・サービスが非類似の場合であっても適用される。

§ 10(2) 登録商標の所有者はまた、第三者が当該所有者の同意を得ることなく、商標と同一又は類似の標識を、商標の登録に係わる商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて業として使用(第10a条)することを防止する権利も有する。ただし、この規定は、その商標がオーストリアにおいて名声を有しており、また、前記の標識を使用することが、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又は毀損することを条件とする。先に出願された商標の名声は遅くとも、後の商標の登録出願日、又は後の商標の登録について主張する優先日又は先順位日、又は他の標識権が成立するときまでに存在していなければならない。

もっとも、商標法第10条第3項では、以下のようなケースでの商標権の行使が禁止されている。

§ 10(3) 登録商標はその所有者に対し、第三者が次に掲げるものを業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。

1. 第三者の氏名又は住所
2. 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、又は商品製造若しくはサービス提供の時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴に係わる表示
3. 商標であるが、商品、特に付属部品又は代替部品として使用される商品又はサービスに関する用途を表示するために必要とされるもの。ただし、第三者が工業又は商業における善良な慣行に従って使用することを条件とする。

商標法第10a条では、侵害行為が非限定的に列挙されている。

#### 第10a条

次に掲げる行為は特に、商品又はサービスの識別表示としての標識の使用とみなす。

1. 標識を商品、商品の包装、又は提供し若しくは提供の予定があるサービスに関する物品に付すこと
2. 標識を付して、商品の販売を申出し、商品を流通させ、若しくはその目的のために保有すること、又は標識を付して、サービスを提供する申出をし、若しくはサービスを提供すること
3. 標識を付して、商品を輸入又は輸出すること
4. 標識を営業用書類、広告又は宣伝において使用すること

第 10b 条は商標権の消尽に関する規定である。

#### 第 10b 条

- (1) 商標はその所有者に対し、当該所有者により又はその同意を得て、その商標を付して欧州経済地域 (EEA) の市場に出された商品に関連して、第三者が当該商標を使用することを禁止する権利を与えるものではない。
- (2) (1) の規定は、商品が市場に出された後、その状態が変化又は劣化している場合等、商標所有者にとって流通の継続に反対する正当な理由があるときは、適用しないものとする。

### 3. 意匠権の侵害

#### 3.1 意匠に基づき付与される権利

意匠保護の効力については、オーストリア意匠保護法（「意匠法」）第 4 条第 1 項から第 3 項までに定められている。

第 4 条 (1) 意匠登録はその所有者に対し、その意匠を実施し、かつ、第三者が所有者の承諾を得ることなく実施することを禁止する排他的権利を保証する。前記の実施には、特に、当該意匠を利用し又は使用した製品

に係わる生産、販売の申出、輸入、輸出若しくは使用、又は前記の目的での当該製品の保有を含める。

(2) 意匠権から生じる保護の範囲は、知識を有する使用者に別の意匠の全体的印象を想起させないような全ての意匠に及ぶものとする。

(3) 保護範囲を判断するときは、創作者がその意匠開発において有していた創作自由度を考慮するものとする。

第 2 条第 1 項で定義される保護の範囲は、第 2 条の意匠登録要件（すなわち新規性と独自性）にかかわるものである。

第 2 条 (1) 意匠は、その意匠に係わる登録出願日前、又は優先権が主張されている場合は、優先日前に、それと同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は、新規であるとみなす。意匠は、その特徴が本質的でない細部のみにおいて異なっているときは、同一であるとみなす。

(2) 意匠は、それに通じている者に与える全体的印象が、その意匠登録の出願日前、又は優先権が主張されている場合は、その意匠に係わる優先日前に、公衆の利用に供されていた他の意匠が与える全体的印象と識別されるときは、独自性を有しているものとする。

(3) 独自性について判断するときは、該当する意匠の開発における創作者の創作自由度を考慮するものとする。

さらに、商品の外観の要素のうち、その技術的機能から必然的に要求されるものは、意匠権の付与が認められない（意匠法第 2b 条第 1 項）。もっとも、要素が商品の技術的機能からの必然的な帰結でなければ、意匠登録は可能である。このため、登録可能なデザインには機能的要素が含まれるが、一定のバリエーションがある。意匠法第 1 条及び第 2 条に定義する意匠の創作自由度は、公知の技術及び技術デザイン要素によって制限を受ける。

### 3.2 説明書

オーストリアでは、出願手続において説明書を提出してもよいが、義務的ではない（意匠

法第 12 条第 2 項)。もっとも、意匠権に基づいて付与される権利の範囲は図面のみによって確定され、説明書は開示書類の一部とはされない(例えば、BA 7. 10. 1994, PBI 1995, 153 参照)。このため、説明書(または商品分類)は、意匠の権利範囲の判定とは関係がないのが原則である。もっとも、意匠の解釈にあたって説明書が補助となることはある。さらに、意匠が目に見えにくい特殊な材料や材質で構成されている場合には、説明書が考慮されることもある。

### 3.3 意匠権侵害の判定基準

意匠法第 4 条第 2 項では、権利範囲の判定は、知識を有する使用者(informed user)を基準として行うとされている。欧州司法裁判所(ECJ) C-281/10 事件判決では、「知識を有する使用者」を、商標関連事項でいうところの「平均的な消費者」すなわち必ずしも専門知識を有しておらず、争いのある二つの商標の直接比較をしないであろう者と、その業界の詳細な知識を有する専門家との中間に位置する者として理解すべきだと判示した。このため、知識を有する使用者という概念は、通常の注意力を有する者ではなく、個人的経験または当該業界に関する広い知識に基づく、特に慎重な者として理解することが可能である。

従って、侵害事件の確認は知識を有する使用者を基準として行わなければならない。この使用者は、その定義からして、知識のない使用者よりも注意力を有する者とされている(C-281/10 事件判決参照)。このため、知識を有する使用者は、知識のない使用者と比べて、二つのデザインのより小さな違いを識別できる者でなければならない。

### 3.4 全体的印象の判断

意匠権によって付与される権利保護の範囲には、知識を有する使用者に対して違った全体的印象を与えないようなデザインも含まれる。保護範囲の確認にあたっては、意匠創作者の開発における創作自由度を考慮に入れなければならない。このため、保護範囲の判定に際しても、独自性の判定基準(意匠法第 2 条)が同様に適用される。

このように、意匠権の範囲は全体的印象によって決まる。全体的印象にもっと強い影響を与える他の要素があるのに、一つの要素のみ取り出して評価することは許されない

(Austrian Supreme Court 40b 177/05s - rolling billboards)。最高裁判所は、保護範囲の確認にあたっては、ディテールをバラバラに比較するのではなく、専ら全体的印象を比較すべきだと判示した。

もっとも、オーストリア最高裁判所からは、意匠権の有効性判断にあたっては、一つ一つの特徴は全体的印象に影響しうるため、全体的印象に対する寄与度に応じて評価しなければならない、という判決も下されている。特徴の全体的印象に対する寄与度がすべて同等である場合には、一つでも違った特徴があれば、意匠は他の意匠とは違うものであると判断される。

### 3.5 意匠権の行使に対する制限

#### 個人的実施

意匠権に基づいて付与される権利（意匠法第 1 条）は、下記に該当する場合には、同法第 4a 条によって制限される。

第 4a 条 (1) 登録意匠による権利は、次に掲げるものに対してはその効力が及ばない。

1. 私的な領域で、業としてではなく行われる行為
2. 研究のための行為
3. 引用目的での又は教授目的での複製。ただし、当該行為が善良な取引慣行に合致しており、意匠の正常な使用を過度に妨害することなく、かつ、出所が示されることを条件とする。

4(2) 登録意匠による権利は、特に、次に掲げるものについてはその効力が及ばない。

1. 他国を通過して一時的にオーストリアに入ることを許可された船舶及び航空機の機器

2. 前記輸送機械をオーストリアにおいて修理するために、交換部品及び付属部品を輸入すること
3. 前記輸送機械の修理の実施

### 先使用权

オーストリア意匠法では、さらに、意匠権侵害を申し立てられた際の抗弁として、先使用权を定めている（意匠法第5条）

第5条(1) 意匠保護の効力は、その意匠のオーストリアにおける優先日前に、登録意匠による保護の範囲内にある意匠を善意で既に実施していたか又は必要な準備をしていた者(先使用者)には及ばないものとする。

(2) 先使用者は、その実施に係わる製品について、自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場においてその実施を継続することができる。

(3) 当該権利は、その事業と共にする場合に限り、相続又は移転することができる。

(4) 先使用者は意匠の所有者に対し、当該権利についての承認書を与えるよう要求することができる。先使用者が請求したときは、承認された当該権利を登録簿に登録する。

(5) 承認が拒絶された場合において、請求があったときは、特許庁が決定を行い、必要なときは、当該権利を登録簿に登録するよう命じるものとする。

### 意匠権の消尽

さらに、商品が欧州経済領域（EEA）の流通市場に置かれた場合には、意匠権の効力は消尽する（意匠法第5a条）。

第 5a 条 登録意匠から生じる権利は、意匠権による保護範囲内にある意匠が挿入されるか使用されている製品が、意匠所有者により又はその承認を得て欧州経済地域の市場に置かれた場合は、その製品に係わる行為には及ばない。

### III. 権利侵害に関する申立先機関

#### 1 総論

すでに冒頭でも触れた通り、オーストリアの知的財産訴訟は二元的制度をとっている。すなわち、知的財産権の有効性と権利侵害の争点は、別の機関によって、別の手続で扱われる。ウィーン商事裁判所が、知的財産権侵害の民事訴訟を一元的に管轄する第一審裁判所となる。もっとも、オーストリア商標の侵害訴訟については例外であり、被告の住所地、あるいは被告がオーストリアに住所を有しない場合には侵害行為の実行地を管轄する商事裁判所が管轄となる。一方、特許庁の無効部は、無効手続及び確認申請手続を担当する行政機関である。このように、オーストリアでは特許権侵害訴訟の裁判管轄は法律で決められており、管轄の移送や「フォーラム・ショッピング」の問題は生じない。

さらに、ウィーン刑事裁判所は、オーストリア全国の特許権侵害刑事事件の第一審裁判所である。もっとも、この裁判所で特許権侵害訴訟が審理されることはほとんどない。

#### 2 特許庁の無効部

##### 2.1 無効部での権利付与後手続

特許庁の無効部は、その権限において、さまざまな権利付与後手続を行う。例えば、特許の取消、無効、権原不存在、発明者名称表示、先使用権、他の発明の従属、強制的実施権、侵害・不侵害の確認の手続などである。これらの決定に対する不服申立は、特許商標最高審判所（OPMS）が取り扱う。

特許法第 163 条第 1 項から第 3 項までに、特許侵害事件における確認申請手続の利用について以下の通り定められている。

第 163 条(1) 業として物を生産し、物を流通させ、販売の申出をし若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者は、特許庁に対し、特許所有者又は排他的実施権者を相手として、当該の物又は方法が、全体においても、一部においても、当該特許によって保護されていない旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(2) 特許所有者又は排他的実施権者は、特許庁に対し、業として物を生産し、流通させ、販売の申出をし若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者を相手として、当該の物又は方法の全体又は一部がその特許によって保護されている旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(3) (1) 及び(2)の規定に基づく申請は、申請の相手方が、当該確認申請の前に提起された、同一の物又は方法に関する侵害訴訟が同一当事者間で裁判所に今なお係属していることを証明したときは、却下される。

特許庁の無効部では、権利侵害の争点については、申請者が相手方に対して強制執行力のある権利を取得していないものとして取り扱う。しかし、オーストリア特許法では、民事裁判所が後に、特許権者が侵害者に対して有する別の権利を判断する場合の、無効部の決定の拘束力を定めている。

第 156 条(5) 裁判所における訴訟手続が、特許庁に係属している手続を理由として中止された場合、裁判所は、先行問題に関する決定が法的効力を生じた後、何れかの当事者から要求があったときは、先行問題に関する決定を基礎として、その訴訟手続を再開しなければならない。

第 163 条第 3 項によれば、確認申請手続を申し立てることができるのは、ウィーン商事裁判所またはウィーン刑事裁判所で先行する侵害訴訟が係属していないことが条件となる。係属していれば、手続の申立は却下される。

もつとも、これとは逆に、侵害事件を審理する裁判所は、その事件の提訴前に確認申請手続が開始されていた場合であっても、侵害訴訟を必ずしも中断する必要はない。ただし実際には、裁判所は確認申請の結果が出るまで手続を中断することが多い。この姿勢は、特許事項及び商標事項に関する特許庁・特許商標最高審判所と裁判所との見解が違う場合には再審事由になるという、特許法第 156 条第 6 項の規定も背景要因となっている。

*第 156 条(6) 特許の効力又は有効性に関して、特許庁又は特許商標最高審判所が侵害訴訟における判所の決定と異なる決定をしたときは、それを再審の訴えの根拠とすることができる。[…]*

## 2.2 無効部の構成

無効部は、特許庁職員で構成され、法律系職員と技術系職員が含まれる（特許法第 63 条）。構成は無効部が最終的に決定し、議長、法律系の資格を有する構成員 2 名と技術系の資格を有する構成員 3 名からなる。無効部の合議体は、議長が事件に応じて指定する（特許法第 66 条）。

## 2.3 商標・意匠事項における無効部の役割

商標事項に関する無効部の権限は、商標法第 37 条に定められている。

*第 37 条 登録商標の取消を求める申請（第 30 条から第 34 条まで及び第 66 条）、移転に関する申請（第 30a 条）並びに商標の無効についての事後的確認を求める申請（第 69a 条）については、無効部が決定する。*

意匠事項（意匠法第 29 条）については、オーストリア特許庁の無効部は、先使用权の承認（第 5 条第 5 項）、創作者としての名称の表示（第 8 条項第 4 項）、無効宣言（第 23 条）、権原不存在及び移転（第 25 条）及び確認申請（第 39 条）について決定権限を有する。

### 3. 侵害事件を扱う裁判所

#### 3.1 裁判制度の構造

民事訴訟において、第一審の専属管轄裁判所となるのは原則としてウィーン商事裁判所である。このため、第二審裁判所はウィーン控訴裁判所、終審裁判所はオーストリア最高裁判所のそれぞれ一カ所だけである。上記でも説明したとおり、オーストリア国内商標に基づく訴訟は、被告の住所地を管轄する商事裁判所、または被告がオーストリアに住所を有しない場合には侵害行為地を管轄する裁判所が事件を取り扱う。

知的財産権者に認められているさまざまな権利が、特許法第 147 条から第 152 条までに定められている。その見出しは以下の通りである。

- 侵害行為の中止（差止）請求権（第 147 条）
- 侵害物品及び／または侵害手段の廃棄請求権（第 148 条）
- 判決の公告を求める権利（第 149 条）
- 金銭的な補償または損害賠償を請求する権利（第 150 条）
- 侵害者に対する計算書作成請求権（第 151 条）
- 出所及び流通経路に関する情報開示請求権（第 151a条）
- 差止仮処分請求権（第 151b条）
- 使用者責任を主張する権利（第 152 条）

オーストリア商標法及び意匠保護法でも、特許法のこれらの規定が準用されている（商標法 50 条以下及び意匠法第 34 条以下）。

これらの権利の付与または拒絶事由は、侵害事件の判断を左右する要因である。これらの事由は、商事裁判所によって、または特許庁の無効部（あるいは特許商標最高審判所）の決定に基づいて判断される。

### 3.2 判決裁判所の構成

特許事件は、ウィーン商事裁判所に設置されている三つの専門合議体の中の一つに割り振られる。ウィーン商事裁判所で特許事件の判決を下す合議体は、2名の職業裁判官と1名の技術裁判官で構成される。技術裁判官は常に弁理士である。また、侵害争点の判定にあたっては、裁判所囑託の鑑定人（これも常に弁理士である）が選任される。実際には、合議体は裁判所囑託鑑定人の意見を採用することがほとんどである。

商標訴訟及び意匠訴訟では、第一審は単独裁判官が任命される。

## 4. ウィーン刑事裁判所

既に説明したとおり、ウィーン刑事裁判所に侵害者を提訴することも可能である。しかし、このルートはほとんど利用されていない。

### 4.1 特許権侵害罪

特許権侵害罪は、特許法第159条に規定されている。

第159条(1) 特許権を侵害した者は何人も、裁判所により日割罰金額の360倍以下の罰金刑を科せられる。かかる行為を業として行った者は、2年以下の懲役刑を科せられる。

(2) 企業の所有者又は経営者であって、その従業者又は代理が企業の業務遂行の過程において特許権を侵害するのを防止しなかった者に対しても、前項と同一の罰金刑が科せられる。

(3) 第2項に定める企業所有者が会社、協同組合、組合その他自然人に属しない法人であるときは、第2項の規定は、かかる不作為の責任を負うとされた場合には当該事業体の機関に対して適用される。

(4) 第 1 項の規定は、事業所有者のために、またはこれを代理して業務を行う者であって、その雇用主または発注者の指示によってかかる行為を行った者に対しては、適用しない。但し、その者の経済的依存が原因でかかる行為の実行を拒否することが期待できなかった場合に限る。

(5) 訴追は、被侵害者の請求があった場合に限り、行われるものとする。

特許権侵害罪の成立には、少なくともオーストリア刑法第 7 条第 1 項に定める条件付故意が必要である。従って、原告は、被告が故意で侵害行為を行ったことも併せて立証しなければならない。議会による解説によれば、法に特許権侵害罪を導入した理由は、産業規模での特許権侵害は権利者にとって特に不利益であるため、これを罰するべきだということである。

実際には、刑事訴訟は初期の段階で断念されることが多い。この段階は、侵害者からの証拠入手手段として利用されることもある。しかし、EU 指令第 7 条の実施法令である新しいオーストリア特許法第 151b 条では、民事訴訟においても有効な証拠保全の仮処分手続が利用可能とされている。このため、刑事訴訟の重要度がさらに低下している。

#### 4.2 商標及び意匠の侵害罪

商標法第 60 条では、保護の対象である標章の侵害罪に関して、特許法と同様の規定がおかれている。意匠法第 35 条第 6 項では、特許法の準用による侵害罪が定められている。

### IV. 侵害訴訟手続

#### 1. 警告状

IP 権利所有者は、被擬侵害者に対して警告状を発し、その者に自己の権利を知らせることが一般的である。しかし、事前に通知や警告をしなかった場合でも、相手方を提訴することは可能である。このような場合には、相手方は侵害に係る請求を、裁判所から訴状が送

達されて初めて知ることになる。オーストリア法では、警告状に関する特定の様式や法的基準は定められていない。

また、警告状の受領者は、それに回答する義務、あるいは権利者の要求する条件を承諾する義務はない。もっとも、侵害者とされた相手方は、訴訟外での和解に持ち込むために、警告状に返答するケースがほとんどである。たとえば、警告状の受領者は、権利無効の抗弁を援用したり、主張された権利の侵害には該当しない旨を主張したりすることができる。このため、警告状への回答は、権利者がその主張する権利に基づいて提訴できるかどうかを知るのに重要である。

## 2. 訴訟提起

特許権その他の知的財産権の侵害訴訟は、管轄の商事裁判所（原則としてウィーン商事裁判所）に書面にて訴状を提出することによって開始される。訴状には、被告、訴訟の根拠となる権利、知的財産権の最新登録番号、原告の地位（権利の所有者かライセンシーか。ライセンシーである場合には、原告適格を証明する必要がある）、証拠の表示を記載する。別の証拠そのものは直ちに提出する必要はないが、裁判所からの命令に応じて、あるいは第一回口頭弁論で提出する。

侵害訴訟の相手方となる者に関しては、IP 権利所有者に無断で侵害行為を実施した者が侵害につき責任を負う。このため、侵害行為によって責任を問われうるのは、製造者、輸入者、営業担当者、小売業者、ユーザー（個人利用目的以外）である。IP 権利所有者は、個人または事業体が知的財産権の侵害行為の準備を開始しており、かつ侵害発生の急迫性がある場合にも、その者に対する訴訟を提起することができる。

オーストリア法では、IP 権利所有者と独占的ライセンシーはそれぞれ自己の名義で独自に提訴する権限が認められている。この権利行使のため、独占的ライセンシー登録を受けておく必要はない (OGH April 22, 1936, PBI 1936, p. 140)。独占的ライセンシーの有するこの権利は、その者の独占的サブライセンシーに対しても及ぶ。最高裁判所判例では、さらに、知的財産権の単なるライセンシーであっても、侵害行為に対応する特別の権限のある者は、侵害者に対して法的措置をとる権利を有すると判示されている (OGH September 9, 2002, ÖBI 2003, p. 85)。

また、IP 権利所有者の権利承継人は、権利移転の登録簿への記載を請求しなかった場合であっても、訴訟を提起する権利を有する旨が明確に判示されている (OGH40b173/90February12, 1991, ÖBl1991, p. 153)。

一方、外国人の特許権者を代理して事業権限を有する国内の子会社または代理店は、ライセンス（独占的ライセンス）となっていない限り、訴訟提起する権利を有しない。

### 3. 訴状に対する答弁及び第一回口頭弁論

訴状提出後、裁判所令状が被告に送達される。被告には、答弁書提出期限が 4 週間与えられる。

裁判所は、答弁書を受領すると、これを原告に送達する。裁判所は当事者を呼び出し、一定の期日に第一回予備的口頭弁論に出席するよう求める。第一回口頭弁論では、裁判所は採用する証拠と、提出を求める証拠を決める。この段階では、まだ未提出の書証があればそれが提出される。さらに、必要に応じて、両当事者が申し出た証人の尋問期日が設定される。

特許訴訟では、裁判所が、オーストリアの弁理士名簿の中から裁判所鑑定人を選任する。また、裁判所鑑定人の鑑定意見書提出期限を設定し、さらに、原告に対して鑑定費用（約 6,000 ユーロ）の供託を求める。第一回口頭弁論にかかる時間はおよそ 30 分である。裁判所鑑定人の鑑定意見書が提出されるまで、訴訟手続は中断されるのが通常である。

### 4. 訴訟における行為

特許事件では、裁判所鑑定人は、侵害にかかわるあらゆる争点を明確化するため、当事者との口頭でのディスカッションを要求することが多い。裁判所鑑定人は、必要に応じて、原告特許を侵害しているとされる機械装置またはプロセスを調査する日時を設定する。ほ

ほとんどの場合、裁判所鑑定人は事件に関する鑑定意見書を第一回口頭弁論から1、2ヶ月以内に提出する。これに対して、当事者は裁判所鑑定人への反対質問を求めることができる。この反対質問の目的で、当事者は裁判所鑑定人の回答を求める一連の質問を提出することが可能である。反対質問では、異議を述べる当事者は、鑑定意見書が不完全であること、装置・プロセスの検証結果と矛盾していること、あるいは鑑定意見書そのものが決め手に欠けることの立証を試みることができる。質問側当事者のこのような立証が成功した場合には、鑑定意見書の拡充が求められることもある。まれなケースであるが、鑑定意見書が誤りであることが明白であれば、第二の裁判所鑑定人が選任されて別の独立した鑑定意見書が作成されることもある。この手続のため、口頭弁論の期日が数回設定される。この口頭弁論にかかる時間は、通常1時間から数時間である。

裁判所鑑定人によって侵害が認定された場合、侵害の程度の立証も併せて必要とされることもある。これは、立証手段が証人だけである場合に備えて、原告が有するさまざまな権利を裏付けておくためである。このような場合には、証人の反対尋問の期日が設定される。当然のことながら、被告の抗弁が先使用権や口頭による承諾（ライセンス）などである場合には、この時に被告側の証人を証拠として取り調べることも可能である。

ほとんどのケースで、第一審の手続にかかる時間は約1年間である。しかし、これをはるかに超える時間がかかるケースもある。手続が遅れる主な理由は、被告による特許無効の抗弁である。この抗弁が出され、オーストリア特許庁無効部（さらに、第二審級である特許商標最高審判所）が特許の有効性について判断を下すまで訴訟手続が中断されれば、訴訟の進行は数年間遅れることとなる。

もっとも、ウィーン商事裁判所は、特許無効が申し立てられている場合でも侵害訴訟を中断する義務はなく、まず独自に有効性の問題を審理しなければならない。この手続は特許法第156条第3項に規定がある。

*第156条(3)判決が特許の有効性(第48条)に依存している場合は、裁判所は、まずこの争点を独自に審理しなければならない[...]*

*裁判所が、提出された証拠をもとに特許が無効となる見込みが高いと判断する場合には、訴訟手続を中断しなければならない。*

このように、裁判所は、当事者が提出した証拠をもとに特許無効の見込みが高いと判断すれば、手続を中断しなければならない。これ以外の場合には、裁判所は侵害訴訟手続を続行する。この場合には、被告が特許庁での無効宣言手続を申し立てていれば、侵害訴訟とは並行して進められる。特許の無効または有効に関して、侵害訴訟を担当する裁判所と特許庁（または特許商標最高審判所）の判断が違っている場合には、再審の申立をすることができる（特許法第 156 条第 6 項）。

商標・意匠の侵害訴訟では、裁判官は原則として鑑定人を選任せず、法律上の関連争点について自ら判断を下す。また、侵害訴訟を扱う裁判所は、特許庁に無効宣言の申立がされている場合でも、訴訟を中断しないのが普通である。商標または意匠の無効抗弁が援用された場合、侵害訴訟を扱う裁判所は、知的財産権の有効性について、これを先決問題として判断を下す。もっとも、この判断は当事者間での効力しか有しない。対世的効力を有する無効判断が下されるのは、管轄官庁の行政手続による場合のみである。

## 5. 判決

第一審の最終的判決は、数回行われる口頭弁論の終結時に下される。判決の言い渡しはされず、書面のみによる。判決の時期は、通常は訴訟手続の終結が宣言されてからおよそ 1 ヶ月後である。裁判所は、原告が主張するさまざまな救済手段について判決で結論を下す。

## 6. 控訴

商事裁判所の判決に対しては、第二審裁判所に控訴することができる。敗訴当事者は第一審判決に対して、両当事者の代理人が判決書を受領した日から起算して 4 週間の不変期間内に上訴することができる。控訴の提起により、第一審判決の執行は停止される。

ウィーン控訴裁判所 (Oberlandesgericht Wien) が、ウィーン商事裁判所 (Handelsgericht Wien) の判決に対する控訴審となる。控訴手続の対象は、原則として第一審で認定された事実限定される。もっとも、控訴審が証拠を見直し、別の法的事実認定に至ることも可能である。また、控訴審手続は、第一審で提出された請求や抗弁に必ずしも限られない。

控訴審では第一審で認定された事実を基礎とするため、第一審の手續と比べるとコストが安い。また、判決までにかかる期間はおよそ6ヶ月で、これも第一審よりかなり早い。

## 7. 最高裁判所による再審査

第二審判決に対して、最高裁判所による再審査を求めることができるのは、以下の理由がある場合に限られる。

- 第二審が再審査を許可した場合。
- 最高裁判所が、その法律問題に関する判断を過去に下したことがない場合。
- 第二審判決が最高裁判所の確立した判例に反する場合。
- 法律問題に関する最高裁判所判例が不明確であるか、統一されていない場合。
- 最高裁判所が、判例変更を承認した場合。

最高裁判所による再審査を求める期限は4週間である。第二審と同様に、手續において新たな事実を主張することは許されない。

## **V. 侵害の証拠**

訴訟提起にあたっては、原告は、その訴訟の根拠となる権利の証拠（IP権利の登録証明書、有効性の証明書、原告適格等）、さらに、被告が侵害行為を実施しているか近い将来そのおそれがあることを裏付ける証拠を提出しなければならない。証拠の形式は、主に書証または証人による証言である。侵害品とされる物品の現物または写真が提示されることが多い。

特許法第151b条第1項は、EUエンフォースメント指令の各規定を国内法化するために改正された規定であるが、同項によると、差止仮処分は請求の保全だけでなく証拠保全のためにも認められている。この仮処分は、発令の遅れにより申立人に回復不能な損害が生じる場合、あるいは証拠隠滅のおそれがある場合には、相手方への聴聞を経ないで発令するこ

とができる（第 151b 条第 4 項）。なお、エンフォースメント指令の規定の範囲は、オーストリア法にて明示的に定められた制度よりも広い。もっとも、原告は、エンフォースメント指令の規定はオーストリアでも直接適用されると主張することができる。

立証責任を負うのは常に原告である。もっともオーストリア特許法第 155 条ではこのルールの唯一の例外が定められている。

*第 155 条 特許が新規の製品の製造方法に係わるものであるときは、同一の性質を有する全ての製品は、反証が挙げられるまでは、その特許方法によって製造されたものとみなす。*

従って、新製品の製造方法に特許が付与されている場合には、立証責任の転換が適用される。

## VI. 抗弁

### 1. 権利無効の抗弁

権利侵害の申立に対する最も重要な抗弁は、係争対象の知的財産権の無効性を主張することである。

#### 1.1 無効の基準-特許権

特許法第 48 条（EPC 第 138 条に従った規定）では、無効事由を以下のように定義している。一方、第 1 条から第 3 条までは、特許要件（新規性、進歩性、産業上利用性）とその例外（手術・治療を目的とする方法、診断方法等）に関する規定である。

*第 48 条(1) 特許は、次に掲げる事情に該当するときは、その無効が宣言*

される。

1. 特許の対象が、第 1 条から第 3 条までの規定により、特許を受けることができるものでなかったこと
2. 特許が、その発明を当該技術に熟練している者が実施することができる程度に明確かつ完全に開示していないこと
3. 特許の対象が、出願日において確定された当初出願書類の内容の範囲を超えていること。
4. 第 87a 条 (2) 1. の規定に従って寄託された微生物が、1977 年 4 月 28 日の特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の改正条約、BGBl. No. 104/1984、(ブダペスト条約)に定義されている原寄託機関、又は同条約の規定に基づいて移送が行われた他の寄託機関において恒常的に試料の分譲を受けることができるようにはされていなかったこと。ただし、特許権者が次に掲げる事実を証明したときは、この限りでない。

(a) 特許権者が微生物を再寄託したこと、及び当該寄託が同条約第 4 条の規定に基づき、原寄託の日に行われたものとみなされていること、又は

(b) 特許権者が予測できない又は回避できない事由により、再寄託ができなかったこと、及び障害が解消してから 2 月以内に再寄託をしたこと

(2) 無効理由が特許の一部のみについて該当するときは、無効宣言は特許を相応に減縮する形式で行う。

(3) 無効についての確定宣言の効果は、(1) 1. 及び 2. の場合は出願日まで、(1) 3. の場合は寄託機関が微生物試料を分譲することができない旨を初めて通知した日まで遡及する。特許の対象が第 3 条 (2) の規定により特許を受けることができないものであった場合は、後の出願人が適法に付与し、かつ、第三者が善意で取得したライセンスに基づく権利であって、特許登

録簿に 1 年間登録されているものは、法的根拠を有する紛争の注記 (第 45 条) の対象となっていないことを条件として、前記の遡及効果の影響を受けないものとする。ただし、これによって後の出願人に対する補償請求が妨げられることはない。

## 1.2 無効の基準-実用新案

実用新案の無効事由は、実用新案法第 28 条に定められており、特許法の規定と概ね対応している。しかし、権利付与要件には若干の違いがある。たとえば、オーストリアの実用新案は、特許とは異なり、プログラム論理も保護対象となる。

## 1.3 無効の基準-商標

登録商標の取消事由は、商標法第 29 条から第 34 条までに規定がある。

取消審判は、具体的には、次のいずれかの事由に基づいて請求することができる。

- 先行標章が存在すること（商標法第 30 条）
- 有効性が争われている商標の出願時において、すでに請求人が未登録の標章を使用しており、それが周知となっていた場合（商標法第 31 条）
- 事業者の名称使用权がある場合（商標法第 32 条）
- 不使用（商標法第 33a 条）
- 標章がありふれた商業的名称となっている場合（商標法第 33b 条）
- 公衆を誤認させる使用（商標法第 30c 条）
- その標章の出願が悪意で行われたこと（商標法第 34 条）

上記でも説明したとおり、商標の無効抗弁が援用された場合、侵害訴訟を扱う裁判所は、係争対象商標の有効性について、これを先決問題として判断を下す。もっとも、この判断は当事者間での効力しか有しない。対世的効力を有する無効判断が下されるのは、管轄官庁の行政手続による場合のみである。

## 1.4 無効の基準-意匠権

オーストリア意匠保護法では、第 23 条において意匠権の無効請求事由を以下のように規定している。

第 23 条(1)次に該当する場合は、意匠権の無効を宣言する。

1. 意匠が、第 1 条(2)に定義した意匠でないこと、又は
2. 意匠が、第 1 条(1)第 1 文の規定による保護要件を満たしていないこと、又は
3. 意匠が、二重保護禁止の規定(第 3 条)に該当していること、又は
4. 意匠権の所有者が、意匠保護を求める請求権(第 7 条)を有していないこと

(2) (1)3. の規定による無効理由は、抵触する権利の所有者に限り主張することができる。

(3) (1)4. の規定による無効理由は、意匠に関する請求権を有する者のみが主張することができる。

(4) (1)の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは、商品一覧を相応に減縮するものとする。

(5) (1)2. の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは、意匠の同一性が保持されることを条件として、意匠について一部無効の宣言をすることができる。意匠権についての一部無効の宣言及び維持は、意匠所有者が補正した書類を提出することを条件とすることができ、任意の減縮(権利の一部放棄)を含めることができる。

(6) 無効についての確定宣言は、意匠出願日までの遡及効果を有する。

(1)3. の規定に該当する意匠権が無効宣言を受けたときは、1970 年特許法第 48 条(3)第 2 文の規定を準用する。

(7) 意匠権は、その満了後又は放棄後においても、無効を宣言することができる。

実務上、最も重要な無効事由は、意匠法第 2 条に定める新規性または独自性の欠如である。

商標侵害訴訟と同様に、侵害訴訟を審理する裁判所は、係争対象の意匠権の有効性について、侵害の争点の先決問題として判断を下す。もっとも、この判断は当事者間のみで効力を生ずる。

### 1.5 特許・実用新案訴訟における無効抗弁

侵害訴訟の被告は、管轄官庁（オーストリア特許庁の無効部）に対して無効手続を申し立てることにより、係争対象の特許または実用新案の有効性を争うことができる。もっとも、無効宣言の申立は侵害訴訟に伴うべきものではなく、誰でも、いつにても可能である。有効性の争点は、侵害事件とは関係なく、これを考慮せずに判断される。無効手続は二審級で終了する。すなわち、特許庁無効部の決定に対しては、特許商標最高審判所が上位審級となる。

侵害訴訟において、被告が権利無効の抗弁を援用した場合、裁判所はまず特許の有効性を独自に審理する。提出された証拠をもとに特許が無効である見込みが高いと判断すれば、訴訟手続を中断する。その後、被告は無効宣言を申し立てる機会が与えられる。但し、被告が中断決定の送達後 1 ヶ月以内に、特許庁に無効宣言を請求したこと、両当事者間で無効宣言がすでに係属していること、あるいは無効宣言に第三者参加人として参加したことを証明しない場合には、裁判所は原告の請求に応じて手続を続行する。このような場合には、裁判所は無効の主張にかかわらず判決を下す。しかし、口頭弁論終結前に下された無効部の決定は、考慮に入れなければならない（特許法第 156 条第 3 項）。

大抵の場合には、二審級にわたる無効手続は 2 年から 4 年かかる。この最短期限の推定は、侵害訴訟に伴って提起された無効請求で、手続期限の短縮により審理が迅速化された場合である。

無効宣言手続の結果クレームの補正が行われた場合、裁判所鑑定人は、補正前のクレームに基づいて侵害の争点に関する鑑定意見書を提出していた場合であれば、新たな鑑定意見書を作成しなければならない。さらに、特許庁または特許商標最高審判所によって宣言されたクレーム縮減が侵害の争点に及ぼす影響について、理由付けを説明しなければならない。

もっとも、先に述べたとおり、裁判所が訴訟手続を中断せず、特許商標最高審判所が後に無効性について裁判所とは異なる結論に達した場合、被告は再審理の申立を行うことができる。この場合には、被告は、4週間以内に再審理の申し立てをし、無効宣言の決定に沿って判決を破棄するよう求めることができる。

## 2. 侵害不存在の抗弁

被告は、訴訟において、ほとんどの場合には侵害不存在の抗弁も併せて主張する。

この抗弁の目的で、特に特許事件においては、被告は侵害に該当するとされた対象物が原告特許の保護範囲外であるというクレーム解釈を図るために出願の一件書類を調べることができる。侵害不存在の抗弁を援用する場合には、被告は、一定のクレーム構成要件が、被疑侵害製品では実現されていないと主張することが考えられる。さらに、場合によっては均等論による侵害を否定する主張を述べることもできる。

侵害訴訟において時折主張されるもう一つの抗弁は、自由技術水準の抗弁、すなわちフォルムシュタイン (Formstein) の抗弁 (ドイツの判例で形成された用語) である。この場合、被告は、被疑侵害物品が既存の単一の先行技術に照らして自明のものであるから、侵害は成立しないと主張する。これに対して、原告は、被疑侵害物品は先行技術には該当せず、特許権の保護範囲が及ぶと反論するのが通常である。

## 3. 先使用权

被告は、抗弁として、先使用权を主張することもできる。先使用权は、特許法第 23 条に次のように定められている。

*第 23 条 (1) 特許権は、出願時に、既にオーストリアにおいて善意で発明の実施を開始していた者、又はそのための必要な準備をしていた者 (先使*

用者)に対しては効力を有さないものとする。

(2)先使用者は自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場でその発明を実施することができる。

(3)前記の権利は、その事業と共にする場合に限り、相続し又は移転させることができる。

(4)先使用者は特許権者に対し、先使用权を承認する書類を請求することができる。当該承認が拒絶された場合は、特許庁は、請求により、特許に係わる不服に関する手続に従って、先使用者の権利主張について決定するものとする。権利主張者からの請求があったときは、当該権利の承認を特許登録簿に登録しなければならない。

もっとも、先使用权が及ぶ範囲は、特許出願前に使用されたものと全く同一の構造か、あるいは当時利用された方法のうち特定のプロセスに限られる。このため、被告の先使用权が認定されるのは、特許出願前に利用された物または方法に係る目的若しくは解決手段が、特許権の保護対象と完全に対応している場合のみである (OPMDecember2, 1998, PBI1998, p. 49)。

#### 4. 特許訴訟におけるその他の抗弁

その他、被告が主張することが可能な抗弁は次の通りである。

- 発明の「業としての」実施が立証されていないという抗弁 (特許法第 22 条)。例えば、特許権の効力範囲に該当する物を私的に実施しても、権利侵害にはあたらない。
- 純粋に科学研究活動の目的での実施は、侵害にあたらない (例：医薬品の販売許可のための実施。特許法第 22 条第 1 項)
- 権利の消尽：欧州経済領域 (EEA) の加盟国において、特許権者自身またはその承諾を得た者 (ライセンシー、販売代理店等) によって特許製品が販売された場合、この製品は、オーストリアでは自由に再度の商業的实施をすることができる。この製品に係る特許権は最初の販売によって消尽したものとみなされるためである。

- 被告が発明に係る権利を有しているという抗弁。この場合には、被告は無効部に対して別途手続を申し立てなければならない。
- 別途特許で保護されていない部品の修理・販売を目的とする実施は、特許製品の完全な復元を伴うものでない限り、認められる。しかし、上記でも述べた通り、修理と寄与侵害との区別を明確にする判例は、オーストリアではまだ出ていない。
- 中間的な利用者の権利：この権利は、以下の場合に認定される。i) 特許権の存続期間が（暫定的に）満了し、その後復活した場合、または、ii) 付与された欧州特許の誤った狭い翻訳が訂正された場合。

## VII. 救済手段

### 1. 差止仮処分

EU エンフォースメント指令（2004/48/EC）の第9条では、欧州連合加盟国の国内法によって暫定的措置及び予防措置を実施することが義務づけられている。もっとも、この指令の施行される前にも、オーストリアでは差止仮処分の制度が古くから導入されている。差止仮処分の申立手続は、執行規則 (*Exekutionsordnung*) に定められている。

オーストリア法では、知的財産権の仮差止と本案差止が認められている。差止仮処分が下されるのは、特に差止請求権を保全する場合である。差止仮処分の制度は、特許法第151b条、実用新案法第41条、意匠保護法第34条、商標法第56条に定められている。申立が認められるかどうかは、権利の有効性の問題と、係争対象の知的財産権侵害の有無にかかっている。

仮処分手続では、知的財産権の有効性と侵害の有無の立証に関しては、緩やかな証拠基準（一応の証拠、*prima facie evidence*）が適用される。この立証の目的では、原告は、裁判所に、知的財産権が有効であること、さらに、侵害が発生している可能性がそうでない可能性を上回るということを納得させなければならない。これに対して、本案訴訟では、本案的差止命令が下されるのは、侵害の事実が完全に立証された場合に限られる。特許権に関しては、特許が付与されていれば有効性の推定が働く。このため、特許権者が差止仮処分を取得するためには、被告が特許権の有効性を争わない限り、対象となる特許権の侵害

の蓋然性が高いことだけを立証すればよい。

さらに、オーストリア法では、申立人は、差止仮処分が発令されなければ回復不可能な損害が発生することや、差止仮処分の特段の緊急性を立証することも求められていない。

このように、オーストリアでは、他の多くの欧州諸国と比較して、差止仮処分の要件は緩やかである。しかし、申立人は、仮処分が後に根拠がないと判断された場合に備え、相手方に発生する損害の補償に充てるための供託金納付を裁判所によって命じられる場合がある。供託金の納付命令は、管轄裁判所の裁量によって決められる。

差止仮処分は、本訴を審理する裁判所と同じ裁判所に申し立てなければならない。本訴と同時に、または本訴の後で申し立てる場合には、原則としてウィーン商事裁判所である（特許法第 162 条等参照）また、本訴に先立つ申し立ての場合には原則として他の裁判所でもよいが、このような案件の専門知識がないため、他の裁判所にはほとんど申立がなされない。

差止仮処分の申立は、本訴申立に係る請求の原因陳述とともに、または別個の請求として提出が可能である。ほとんどの場合には、申立人は侵害の争点と権利有効性に関する鑑定意見書を提出するが、これは、相手方側が選任した鑑定人の意見書によって反駁される。

オーストリアの各知的財産権法では、仮処分手続に適用される立証基準に従って知的財産権の有効性と権利侵害の成立が認められれば、仮処分を発令しなければならないと定めている。

差止による救済の申立は、仮処分が不服申立に応じて取り消された場合、あるいは本訴で敗訴した場合に、申立人にとって費用のリスクがあることに留意すべきである。このような場合には、申立人は仮処分によって発生した損害の賠償責任を負わされる。

登録商標に基づく差止仮処分の申立適格が認められるためには、申立人は、その商標の真摯な使用が直近 5 年以内になされたという事実を立証しなければならない。立証できない場合には、その商標は不使用取消手続の対象となる。

## 2. 侵害品の廃棄

エンフォースメント指令の第 10 条では、知的財産権の侵害に該当すると認定された物品に関してとるべき矯正手段を定めている。例えば以下のような措置である。

- 商業上の流通経路からの回収
- 商業上の流通経路からの完全な撤退
- 廃棄

これと比較すると、オーストリアの知的財産権法令（特許法、商標法等）では、侵害品とその製造に使用された物の廃棄を明記しているにとどまる。しかし、侵害品の廃棄請求の要件はかなり厳しい。

この点に関しては、特許法第 148 条は次のように定めている。

*第 148 条 (1) 特許権侵害者は、本法に対する違反を構成している事情を除去する義務を負う。*

*(2) 被侵害者は特に、侵害者の費用負担において、特許権を侵害している物品を廃棄すること、並びに専ら又は主として侵害物品の製造のために使用された器具、機械及びその他の手段を使用不能にすることを要求することができるが、ただし、第三者の対物的権利が侵害されないことを条件とする。*

*(3) (2) に規定した侵害物品又は侵害手段が、引き続き存在し、かつ、被告が使用しても原告の排他的権利を侵害することにはならない部分を含んでいる場合は、裁判所は前記の物品又は手段を廃棄し又は使用不能とすることを命じる判決書に、当該部分を明示しなければならない。判決の執行に際しては、それらの部分はできる限り廃棄又は使用不能にはしないようにするものとするが、そのためには関連費用をその義務を負う当事者が事前に支払うことを条件とする。*

(4) 執行の過程で、侵害手段を使用不能にすることがそれを廃棄するより多大な費用を要することが明らかになり、かつ、義務を負う当事者が事前にその費用を支払わない場合は、執行裁判所は当事者双方を尋問した後、侵害手段の廃棄を命じるものとする。

(5) 法に反する事情を消滅させることが、資産を全く廃棄しない方法又は軽度の廃棄による方法を含む、第 2 項に定める以外の方法で可能な場合は、被侵害者はその種の対処のみを要求することができる。

(6) 被侵害者は、侵害物品を廃棄するか又は侵害手段を使用不能にすることを要求する代わりに、侵害物品又は侵害手段の所有者に対し、それらの製造費用を超えない十分な補償を行うよう要求することができる。

(7) 除去に係わる事項の執行は、必要な場合は、専門家立会の下であるものとし、専門家は執行の対象とする物品を指定するものとする。

エンフォースメント指令の実施期限は過ぎており、オーストリア立法府は知的財産関連の国内法改正義務を負っているため、オーストリア国民は、同指令の規定のうち、オーストリア法に定める措置の範囲を超える部分の直接適用を求めることができる。

### 3. 判決の公告

もう一つ、頻繁に利用される救済手段は、判決の公告である。これも、エンフォースメント指令第 15 条として、欧州法令上の根拠がある。

オーストリア特許法は、第 149 条で判決の公告に関する定めをおいている。他の知的財産権については、特許法の準用によって対応規定が定められている。

第 149 条(1) 差止又は除去を求める訴訟の場合、裁判所は請求に基づき勝訴当事者に、相手方当事者の費用負担において、民事訴訟法第 409 条(2) に従って定める期間内にその判決文を公表する権利を与えるものとするが、それは勝訴当事者が当該公表について正当な利益を有する場合に限る。公表の範囲及び内容は、判決文に明示しなければならない。

(2) 公表内容には判決文を含めるものとする。ただし、勝訴当事者の請求により、裁判所は公表内容を判決書に記載されている範囲若しくは文言と異なるものとして、又は判決書を補足したものとしてすることができる。当該請求は、遅くとも判決が確定してから4週間以内に行わなければならない。請求が聴聞の終了後に行われたときは、判決が確定した後、第1審の裁判所がそれについて決定するものとする。

(3) 第1審裁判所は、勝訴当事者からの請求があったときは、判決の公表費用を定め、相手方にその費用を補償するよう命じなければならない。

#### 4. 金銭的な救済手段

オーストリアの知的財産権法令では、勝訴原告に金銭的賠償を認めている。特許法に関しては、第150条に次のような規定がある。

第150条(1) 特許権が許可を得ることなく使用された場合は、被侵害者は侵害者に対して相当の金銭的補償を請求する権利を有するものとする

(2) 故意の特許権侵害の場合は、被侵害者は相当の補償((1))に代え、次に掲げる事項の何れかを請求をすることができる。

(a) 逸失利益を含む損害の賠償、又は

(b) 侵害者が特許権侵害行為によって実現した利益の引渡

(3) 特許権侵害が重過失または故意によるものである場合には、侵害の立証とは別に、被侵害者は、第1項に基づき受けることのできる金銭的賠償の倍額を請求することができる。

(4) 被侵害者は、故意の特許権侵害から生じた金銭的損失((2))以外の損害についても相当の補償を請求する権利を有するものとする。ただし、これは事件の特殊事情によって正当化される場合に限る。

第150条の第2項及び第4項は、実務上の価値がほとんどない。損失または利益と、特許権侵害との因果関係を立証するのはきわめて困難なためである。このような困難に鑑み、2004年には第150条第3項が導入された。これは、特許法と、商標法・著作権法の各規定

との整合性をとるための規定である。この規定によって、非難に値する特許権侵害が発生した場合、特許権者は損害または逸失利益を立証する必要なく、合理的なロイヤリティの二倍額を受けることができる。

特許法第 150 条第 1 項に関しては、相当の金銭的補償はロイヤリティ相当額として計算される。裁判所は、その裁量により、合理的なロイヤリティと認められる対価額を算定する。この算定のため、裁判所は鑑定人に依頼する。この鑑定人は、ほとんどの場合は弁理士である。裁判所は、さらに、これ以外の証拠（その発明の属する技術分野でのロイヤリティに関する統計、特許権者が外国でライセンスから受けているロイヤリティ額など）も併せて考慮する。

侵害訴訟では、第 154 条に定めるとおり、3 年間の消滅時効が適用される。このため、侵害者は侵害訴訟の提起前 3 年間に実施したすべての侵害行為につき、特許権者に損害賠償しなければならない。

## 5. 計算書の作成

支払われるべき対価額を原告が算定できるようするため、侵害者は、被害者に対して計算書を提出する責任を負う。この救済手段は特許法第 151 条に規定がある。

*第 151 条 侵害者は、被侵害者のために計算書を作成し、その正確性を専門家に検証させる義務を負う。検証の結果、計算書によるものより高額であるべきことが明らかになったときは、検証費用は侵害者の負担とする。*

## 6. 出所及び流通経路に関する情報提供

この救済措置は、エンフォースメント指令第 8 条の実施の観点から導入された。この点に関して、特許法第 151a 条では以下の通り定められている。

第 151a 条(1) 自己の特許に基づく権利を侵害された者は、侵害を構成する商品・サービスの出所及び流通経路に関する情報を請求することができる。但し、かかる請求が侵害の重大性からみて不相当なものではなく、かつ、法令上の秘密保持義務の違反とならない場合に限る。以下のいずれかの行為を業として行った侵害者及び該当者は、かかる情報を提供する義務を負う。

1. 侵害を構成する商品の保有
2. 侵害を構成するサービスの利用
3. 侵害に利用されたサービスの提供

(2) 第 1 項に定める情報提供義務は、状況に応じて、以下の情報を内容とする。

1. 生産者、販売者、供給者、その他商品・サービスの全保有者の名称及び住所、並びに商取引上の買主及び小売業者となる予定の者
2. 生産、配送、受領または注文された商品の量、並びにかかる商品・サービスの対価として支払われた金額

## 7. 弁護士費用の回収

上記の方法による救済に加えて、勝訴当事者は、弁護士費用及び裁判所費用の補償を求めることができる。この費用は、手続の全項目について定めた法律上の金額表に基づいて決定される。オーストリアでは、認定される弁護士費用には、弁護士と弁理士の双方の費用が含まれる。このため、勝訴当事者は、訴訟手続にかかった費用の全部とまではいかないが大部分を回収することができる。

## VIII. 費用

侵害訴訟にかかる費用は、事案の複雑さ、紛争の対象物、さらに訴訟での当事者行為によって大きく変わってくる。

しかし、特許権侵害の場合には、原告の第一審費用はだいたい 2 万から 7 万 5 千ユーロである。被告の費用はこれよりもやや低く見積るべきである。第二審と第三審の費用はそれぞれ 1 万から 2 万ユーロである。勝訴当事者は、訴訟の準備作業にかかる裁判外費用を除き、費用の大部分を回収することができる。

また、無効宣言手続の費用は 1 万から 2 万ユーロであるが、複雑なケースでは第一審級だけで最高 4 万ユーロぐらいかかる。敗訴当事者から回収できる金額は、一の審級について 5 千から 1 万 5 千ユーロである。

## IX. 訴訟代理

知的財産権の無効手続及び侵害訴訟では、弁理士 (Patentanwalt) と弁護士 (Rechtsanwalt) という二種類の専門家が職業的代理人となる。侵害訴訟では、当事者は必ず訴訟代理人を選任しなければならない。技術的な要素を伴う知的財産訴訟（特許権・実用新案権の侵害訴訟すべて）、また、一定の意匠権侵害訴訟では、当事者によって弁護士だけでなく弁理士も選任されるのが普通である。特許庁の無効部及び特許商標最高審判所での手続事項に関しては、通常は弁理士のみが当事者の代理人となる。

## X. 他の同盟国でも効力を有する差止命令 (cross border injunction)

欧州特許庁によって付与される欧州特許は、加盟国の国内特許の束であって、その侵害及び有効性は各加盟国の国内法に従って判断される。そこで、侵害が複数の EU 加盟国において発生し、侵害者も複数いる場合には、特許権者による有効な権利行使方法が問題となる。EU 規則 No. 44/2001（ブリュッセル I 規則）では、特許の有効性に関する手続の専属管轄権は各加盟国にあるものと定めている。

2006 年の 2 件の欧州司法裁判所 (ECJ) 判決では、他の同盟国でも効力を有する差止命令の実務運用が取り上げられた。

判決 C-4/03 において、ECJ による判断が求められたのは、一の EU 同盟国において欧州特許の侵害で訴えられた被告が特許無効の抗弁を援用した場合、ブリュッセル I 規則をどのように解釈すべきか、という論点である。ECJ は、EU 規則 No. 44/2001 第 22 条第 4 項に定める専属管轄ルールは、特許の登録または有効性に関するあらゆる手続に適用されるのであって、この場合には、特許無効の争点の提起方法が訴訟であるか、答弁によるかそれとも不服申立によるかは問わない、と判示した。このため、被告が特許無効抗弁を主張した場合には、他の同盟国でも効力を有する差止命令を発令する裁判所は、外国で無効手続の結果が出るまで手続を中断しなければならない。

さらに、ECJ は C-539/03 判決において、同規則第 6 条第 1 項の規定（各国で独自の手続が進められた結果「不整合な判決」(irreconcilable judgments) が下された場合の被告の併合) は、複数の EU 加盟国で設立された複数企業が当該加盟国の一または複数において実施した行為に関する欧州特許侵害訴訟には適用されず、これは、同一企業グループに属するこれらの会社が、そのうちの一企業が定めた共通方針に従い同一または類似の態様で行動していたとしても同様である、と判示しオランダ裁判所のアプローチを否定した。この結果、「巣の中のクモ」(spider-in-the-web) 理論といわれるこのアプローチは本判決において ECJ によって否認された。

また、ECJ は、最近の C-616/10 判決 (Solvay 事件) において、異なる加盟国で設立された複数の会社がそれぞれ、さらに別の加盟国で有効な欧州特許の同一の国内部分にかかる侵害行為で提訴されている場合には、「不整合な判決」が下されるリスクがあると判示した。このため、このようなケースでは他の加盟国でも効力を有する仮処分を利用することが可能である。ECJ は、さらに、侵害が疑われる特許の有効性が黙示的にさえも判断されなかった場合には、当該手続の申し立てられた国以外の加盟国についても仮処分による救済の発令が可能であることを明確化した。

## XI. 知的財産侵害に対する税関措置

海賊行為または模倣行為とは、商品やサービスを模倣または偽造する行為であって、商標権、特許権、著作権その他の知的財産権の組織的な侵害を伴うものをいう。オーストリア税関当局は、模倣行為に対して知的財産権を行使するための措置を提供している。この目的のため、オーストリア法では、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」、「一定の知的財産権の侵害被疑商品に対する税関措置に関する欧州理事会規則 (EC) No. 1383/2003」及

び「委員会規則 No. 1891/2004」の規定を国内法制化している。委員会規則は、上記の EC 規則の実施規定である。これらの EU 規則に定める措置の目的は、侵害商品が第三国から持ち込まれ、EU 域内で流通するのを防ぐことにある。

欧州法令の実施に関しては、2004 年のオーストリア海賊版防止法（PPA）では追加的な国内措置が定められている。同法では、クラーゲンフルト・フィラハ税関が、第 1 条に定める税関措置の申立先となる管轄税関として指定されている。

知的財産権の権利所有者は、クラーゲンフルト・フィラハ税関に対して税関措置の申立を行うことができる。申立書には侵害商品に関する情報及び資料を添付する。税関では、申立人が利用すべき特定の書式を提供している。

PPA 第 4 条の第 1 項及び第 2 項では、簡易手続が導入されている。この手続の目的は、裁判所の負担軽減と手続の迅速化を図ることである。但し、申立人（商品の所持者または所有者）と権利者の双方が、当該商品に係る実際の権利侵害の有無について裁判を受ける権利を放棄することに同意しており、かつ、当該侵害商品が即時廃棄手続の対象となっていることが条件となる。PPA 第 4 条の第 1 項及び第 2 項の条文は以下の通りである。

*PPA 第 4 条(1) 物品の解放が停止され、または物品が押収された場合 [...], 申立人[...]若しくは物品保有者に対して、その旨を書面で通知しなければならない。この通知には[...], 以下の情報を記載しなければならない。*

*a) かかる物品による実際の知的財産権侵害の有無について刑事裁判または民事裁判の必要がないこと。但し、申立人、物品の保有者若しくは所有者及び権利者が、税関の管理下にある当該物品の即時廃棄に同意した場合に限る[...]*。

*b) 申立人、物品の保有者若しくは所有者及び権利者が、廃棄に対して通知受領日から 10 営業日以内に、あるいは傷みやすい物品の場合には 3 営業日以内に書面で異議を述べない場合には、これらの者によるかかる同意があったものとみなす。*

*申立人、物品の保有者若しくは所有者及び権利者は、税関に対して、税*

*関の管理下にある当該物品の即時廃棄に対する明示的同意の宣言を直接提出することができる。*

*この権利放棄は、申立人、物品の保有者若しくは所有者及び権利者が、税関の管理下にある当該物品の即時廃棄に同意する旨を提出することによって行わなければならない[...]。*

一方、権利者が即時廃棄への同意を拒否した場合、物品は解放しなければならない。ただし、権利者が一定の期限内に、管轄裁判所に提訴したことを立証した場合はこの限りではない。

## **XII. 特許権侵害訴訟での当事者の行為のモデルケース**

A社は、オーストリアで効力を有する特許を有しており、その保護対象は道路用の信号システムである。この道路用信号システムは、交通を誘導するための反射装置の付いた従来型の誘導標を構成要素とする。この誘導標は、道路脇に埋められる、イノベーティブな支持構造に据え付けられる。

B社は誘導標据え付けのための構造を製造しているが、この構造はA社の特許において定義される支持構造の構成要素を備えている。しかし、B社は道路用信号システムの組み立ては行っておらず、顧客に対して支持構造の販売申し出を行っているのみである。すでに一般に市販されている誘導標の取り付けが顧客によって行われる。

A社は、B社が製品販売の申出を行っている事実を把握し、この事案の事実関係についてすぐに弁理士に相談した。弁理士は、B社の販売申し出には誘導標は含まれないため、特許権の直接侵害を主張することはできないとアドバイスした。しかし、この弁理士は、B社が販売の申し出をしている支持構造は保護対象の特許主題の構成要件であり、また、その支持構造がA社特許権の保護対象である道路用信号システムを用途とすることが状況から明らかであることから、裁判所によって間接侵害の請求が認容される見込みが高いと考えた。

A社代理人弁理士は、B社の代表者に対して警告状を送付した。A社は、この警告状に中止

声明の文言を記載し、訴訟回避の条件として B 社に署名するよう求めた。しかし B 社はこの警告状への署名を拒否し、A 社特許よりも優先日が先であるドイツ実用新案に基づき、特許無効を主張した。

A 社の弁理士は、B 社が主張する先行技術を検討したが、特許権の無効を裏付ける根拠とはならないと判断した。よって、弁理士は B 社を被告とする特許権行使のための訴訟提起を提案した。A 社は、裁判所に提訴し、また、必要な一切の手続を弁理士に授権することとした。弁理士は、裁判の訴訟代理人となる弁護士を選任した。弁理士は、訴訟準備段階で、係争対象の特許権の有効性と侵害の有無の争点について鑑定意見書を詳細に作成した。弁護士は、B 社が主張する先行技術を検討した弁理士の鑑定意見書をもとにした訴状を作成した。訴状には、差止仮処分の申立も含まれている。侵害を裏付ける証拠として、販売の申し出が掲載された、B 社ウェブサイトのフォルダと要約が提出された。

訴状がウィーン商事裁判所に提出され、B 社に送達された。B 社は裁判所の設定した期限内に、訴状に対する答弁書を提出した。B 社の答弁書には、警告状の回答に記載された先行技術に基づく無効抗弁が含まれていた。さらに、間接侵害の成立要件が充たされていないとして、特許主題の侵害の成立も否定した。

裁判所は、提出された証拠に基づいて、まず有効性の問題と侵害の成否の問題を独自に審理した。裁判所は、提出されたすべての証拠を検討したうえで、特許主題の侵害が成立することは争わなかった。しかし、裁判所は、特許が無効となる可能性が高いと判断し、本訴手続を中断した。差止仮処分の申立は拒絶された。

B 社は、中断決定から 1 ヶ月以内に、オーストリア特許庁に無効宣言を申し立てた。特許庁の無効部は特許無効を宣言した。しかし、A 社はこの決定に対して不服を申し立てた。特許商標最高審判所がこの決定を破棄し、係争対象の特許の有効性を確認した。

裁判所では、侵害訴訟手続が再開された。また、A 社によって差止仮処分の新たな申立が行われた。裁判所は、特許の有効性に関する特許商標最高審判所の決定をもとに、差止仮処分を発令した。このため、B 社は、本案判決が出るまで特許対象の支持構造の販売申し出をし、または配送することが禁止された。本訴では第一審判決が下され、A 社が請求する救済が認められた。

B社は、ウィーン商事裁判所の判決に対して控訴を申し立てた。控訴はウィーン控訴裁判所によって審理された。控訴の提起により、第一審判決の執行が停止された。ウィーン控訴裁判所は、第一審の認定を維持した。

B社は、オーストリア最高裁判所による再審理を求めた。その主張は、間接侵害に伴う一定の法的論点に関する最高裁判所判例がまだ下されていないというものである。最高裁判所は事件を受理したが、争点に関するB社の主張は根拠がないとして、下級審の判決を維持した。これにより、判決の効力が発生した。

SONN&PARTNER

Johannes Strobl

Rainer Beetz

Daniel Alge

## 略語集

文中では、以下の略語が用いられている。

特許法	オーストリア特許法
意匠法	オーストリア意匠保護法
商標法	オーストリア商標保護法
実用新案法	オーストリア実用新案法
エンフォースメント指令	知的財産権のエンフォースメントに関する 2004 年 4 月 24 日付の欧州議会及び欧州理事会指令 2004/48/EC
E0	Exekutionsordnung (実施規則)
OGH	Oberster Gerichtshof (最高裁判所)
OLG	Vienna Oberlandesgericht Wien (ウィーン控訴裁判所)
PGH	Patentgerichtshof (特許審判所。1965 年に、特許商標最高審判所に改編された)
OPM	Oberster Patent- und Markensenat (特許商標最高審判所。特許庁の無効部に対する不服申立を扱う審判所)
NA	Nichtigkeitsabteilung (無効部)
BA	Beschwerdeabteilung (不服申立部。特許庁の出願部に対する不服申立(例えば付与後異議申立等)を扱う部署)
PBI	Patentblatt (特許公報)
Öbl	Österreichische Blätter für gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht (オーストリア工業所有権・著作権ジャーナル)

[特許庁委託]

オーストリアにおける知的財産権利行使マニュアル

[著者・編集者]

SONN & PARTNER Patentanwälte

Johannes Strobl

Rainer Beetz

Daniel Alge



[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年12月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、SONN & PARTNER Patentanwälte が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2012年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。